

第54回（令和2年度第3回）
大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

令和3年2月5日（金）
トキハ会館 5階 ローズの間

第54回（令和2年度第3回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：令和3年2月5日（金） 9時00分～

場所：トキハ会館 5階 ローズ間

1. 開会の辞 9:00～

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 対象事業説明 9:05～

(1)	事前	都市計画道路事業	駅前高市線	都市・まちづくり推進課
(2)	事前	道路改築事業	田野庄内線 南園工区	道路建設課
(3)	事前	交通安全事業	中津吉富線 合馬工区	道路保全課
(4)	再	無電柱化事業	国道500号 汐見工区	道路保全課
(5)	事前	重要港湾改修事業	大分港 大在西地区	港湾課

《休憩》 10:45～

(6)	再	重要港湾改修事業	大分港 坂ノ市地区 臨港道路 細馬場線	港湾課
(7)	再	地方港湾改修事業	高田港 呉崎地区	港湾課
(8)	再	中津市公共下水道事業	中津・三光処理区 北部第3排水区	中津市

《昼食休憩》 11:55～

(9)	事前	広域河川改修事業	野上川	河川課
(10)	事前	海岸環境整備事業	国東海岸 小原地区	河川課
(11)	再	通常砂防事業	山王谷川	砂防課
(12)	再	火山砂防事業	口ノ林川上	砂防課
(13)	再	小水力発電施設整備事業	白水地区	農村基盤整備課

《休憩》 14:30～

(14)	再	中山間地域総合整備事業	豊後大野東部地区	農村基盤整備課
(15)	再	防災ダム事業	放生溜池	農村基盤整備課
(16)	再	水産生産基盤整備事業	小祝漁港	漁港漁村整備課
(17)	再	水産流通基盤整備事業	長洲漁港	漁港漁村整備課

3. 閉会の辞

資料目次

1. 総括表

(1)	対象事業総括表	P0-1 ~
(2)	箇所図	P0-4 ~

2. 対象事業

(1)	【事前】	都市計画道路事業	駅前高市線	P1-1 ~
(2)	【事前】	道路改築事業	田野庄内線 南園工区	P2-1 ~
(3)	【事前】	交通安全事業	中津吉富線 合馬工区	P3-1 ~
(4)	【再】	無電柱化事業	国道500号 汐見工区	P4-1 ~
(5)	【事前】	重要港湾改修事業	大分港 大在西地区	P5-1 ~
(6)	【再】	重要港湾改修事業	大分港 坂ノ市地区 臨港道路 細馬場線	P6-1 ~
(7)	【再】	地方港湾改修事業	高田港 呉崎地区	P7-1 ~
(8)	【再・依頼】	中津市公共下水道事業	中津・三光処理区 北部第3排水区	P8-1 ~
(9)	【事前】	広域河川改修事業	野上川	P9-1 ~
(10)	【事前】	海岸環境整備事業	国東海岸 小原地区	P10-1 ~
(11)	【再】	通常砂防事業	山王谷川	P11-1 ~
(12)	【再】	火山砂防事業	口ノ林川上	P12-1 ~
(13)	【再】	小水力発電施設整備事業	白水地区	P13-1 ~
(14)	【再】	中山間地域総合整備事業	豊後大野東部地区	P14-1 ~
(15)	【再】	防災ダム事業	放生溜池	P15-1 ~
(16)	【再】	水産生産基盤整備事業	小祝漁港	P16-1 ~
(17)	【再】	水産流通基盤整備事業	長洲漁港	P17-1 ~

第54回(令和2年度第3回) 大分県事業評価監視委員会対象事業総括表

【事前評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			対成方針(案)
						事業期間	事業費	事業概要	
(1)	道路建設課	交付金	道路改築事業	田野庄内線 南園工区	由布市庄内町野畑	9年	1,930	L=830m W=5.5(7.0)m トンネル1基L=160m 橋梁1橋 L=50m	事業実施
(2)	道路保全課	交付金	交通安全事業	中津吉富線 台馬工区	中津市大字台馬	9年	1,700	L=990m W=6.0(16.0)m	事業実施
(3)	河川課	交付金	広域河川改修事業	野上川	玖珠郡九重町大字右田	15年	6,370	延長 L=2,400m 掘削工 V=90,000m ³ 築堤工 V=3,500m ³ 護岸工 A=14,000m ² 橋梁 5橋 堰改築 1基	事業実施
(4)	河川課	交付金	海岸環境整備事業	国東海岸 小原地区	国東市国東町小原	16年	2,480	人工リーフ工 L=800m	事業実施
(5)	港湾課	補助金	重要港湾改修事業	大分港 大在西地区	大分市大字青崎	6年	5,200	埠頭用地 A=21ha、 臨港道路 L=1,250m W=11.50m 護岸 L=125m、橋梁 1橋	事業実施
(6)	都市・まちづくりに推進課	交付金	都市計画道路事業	駅前高市線	豊後大野市三重町大字市場	6年	1,120	延長 L=380m 幅員 W=6.0m(12.0m)	事業実施

第54回(令和2年度第3回)

大分県事業評価監視委員会対象事業総括表

【再評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		事業費		増減率		B/C		R2迄		R3以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)		
								当初	今回	当初	今回	今回/前回	今回/前回	年	事業費	進捗率	年	事業費					
(1)	道保全課	交付金	無電柱化事業	国道500号 汐見工区	別府市汐見町	大幅な事業費増加	H26	R2	-	R5	800	-	1,400	1.75	-	-	6年	840	60%	3年	560	電線共同溝工事延長 L=660m (整備延長 L=1,320m)	継続
(2)	砂防課	補助金	通常砂防事業	山王谷川	佐伯市大字長谷	5年未着工用地取得前	H27	R3	R3	R6	298	-	298	1.0	13.6	12.5	6年	79	27%	4年	219	砂防えん堤1基 溪流保全工 L=14.1m 管理用道路L=440m	継続
(3)	砂防課	補助金	火山砂防事業	口ノ林川上	中津市耶馬溪町大字戸原	用地取得前	H29	R4	R4	R6	295	-	295	1.0	3.1	2.9	4年	63	21%	4年	232	砂防えん堤1基 溪流保全工 L=83m 管理用道路L=170m	継続
(4)	港湾課	補助金	重要港湾改修事業	大分港 坂ノ市地区 臨港道路 細馬場線	大分市大字細～馬場	大幅な事業費増加	H22	H28	-	R6	900	-	1,220	1.4	1.8	1.4	11年	778	64%	4年	442	延長 L=1,200m 幅員 W=6.5m(8.0m)	継続
(5)	港湾課	交付金	地方港湾改修事業	高田港 呉崎地区	豊後高田市呉崎	再評価後5年(休止)	H7	H20	-	-	5,238	4,214	4,363	1.0	0.8	0.9	26年	1,092	25%	14年	3,271	防波堤(A) L=540m 護岸 L=255m 岸壁(-5.5m) L=100m 航路・泊地 A=12,800m2	継続

【再評価】農林水産部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		事業費		増減率		B/C		R2迄		R3以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)		
								当初	最終	当初	最終	最終/前回	最終/今回	年	事業費	進捗率	年	事業費					
(6)	農村基盤整備課	交付金	小水力発電施設整備事業	白水地区	竹田市荻町大字宮平	大幅な事業費増加	H27	R1	R3	R5	413	494	894	1.8	-	-	6年	297	33%	3年	597	小水力発電施設一式	継続
(7)	農村基盤整備課	補助金	中山間地域総合整備事業	豊後大野東部地区	豊後大野市三重町 千歳町・犬飼町	大幅な事業費増加	H25	R1	R4	R4	781	950	1,400	1.5	1.1	1.0	7年	947	68%	2年	453	農家用排水路 L=4,014m ばっけ整備 A=6,0ha 農業真落道 L=2,136m 農業集落排水 L=1,814m	継続
(8)	農村基盤整備課	補助	農村地域防災減災	放生溜池	大分市大字高崎	大幅な事業費増加	H28	R1	R2	R3	285	523	825	1.6	3.7	3.4	5年	654	79%	1年	171	堤体工 L=123.4m	継続
(9)	漁港漁村整備課	補助金	水産生産基盤整備事業	小祝漁港	中津市大字小祝	再評価後5年	H13	H22	H30	R5	1,890	2,758	3,102	1.1	1.0	1.1	20年	2,853	92%	3年	249	防砂堤 L=200m 導流堤(改良) L=100m 防波堤(防風柵) L=200m 護岸(防風柵) L=230m 等	継続
(10)	漁港漁村整備課	補助金	水産流通基盤整備事業	長洲漁港	宇佐市大字長洲	再評価後5年	H13	H22	H30	R4	2,618	4,426	4,714	1.1	1.1	1.1	20年	4,404	93%	2年	310	防波堤 L=120m 導流堤 L=1050m 航路・泊地浚渫 V=357,350m3 等	継続

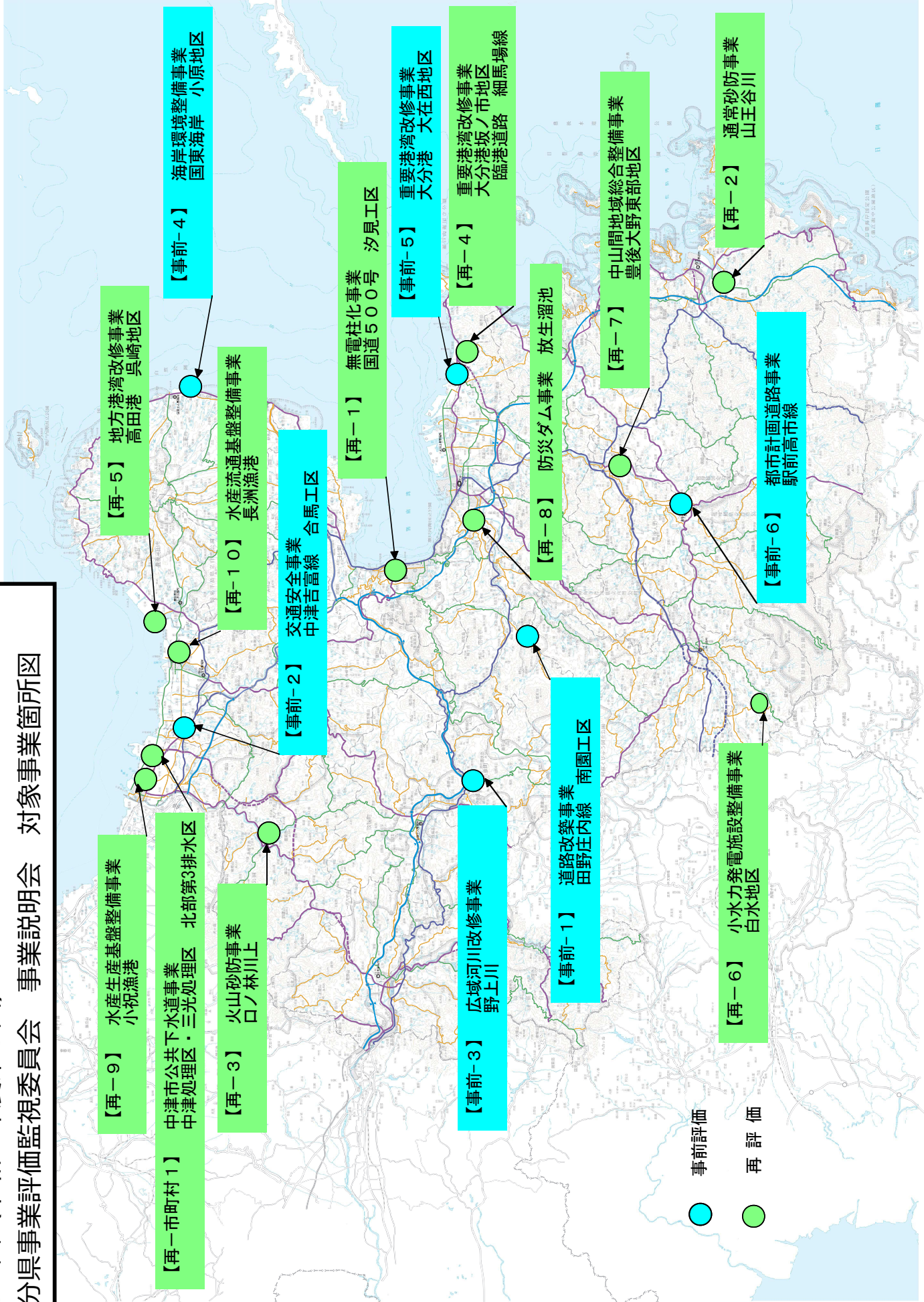
第54回(令和2年度第3回) 大分県事業評価監視委員会対象事業総括表

【再評価】市町村

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		事業費		増減率 (最終/前回)	B/C		R2迄		R3以降		最終の事業計画概要	対応方針 (案)	
								当初	最終	当初	最終		前回	今回	年	年	運務率	事業費			年
(1)	中津市	交付金	中津市公共下水道事業	汚水 中津・三光処理区 雨水 北部第3排水区	中津市	大幅な計画変更	S53	H7	R12	R25	38,984	185,734	95,023	-	汚水 1.6 雨水 1.1	43年	59,016	62%	23年	36,007	継続

第54回（令和2年度第3回）
大分県事業評価監視委員会 事業説明会 対象事業箇所図

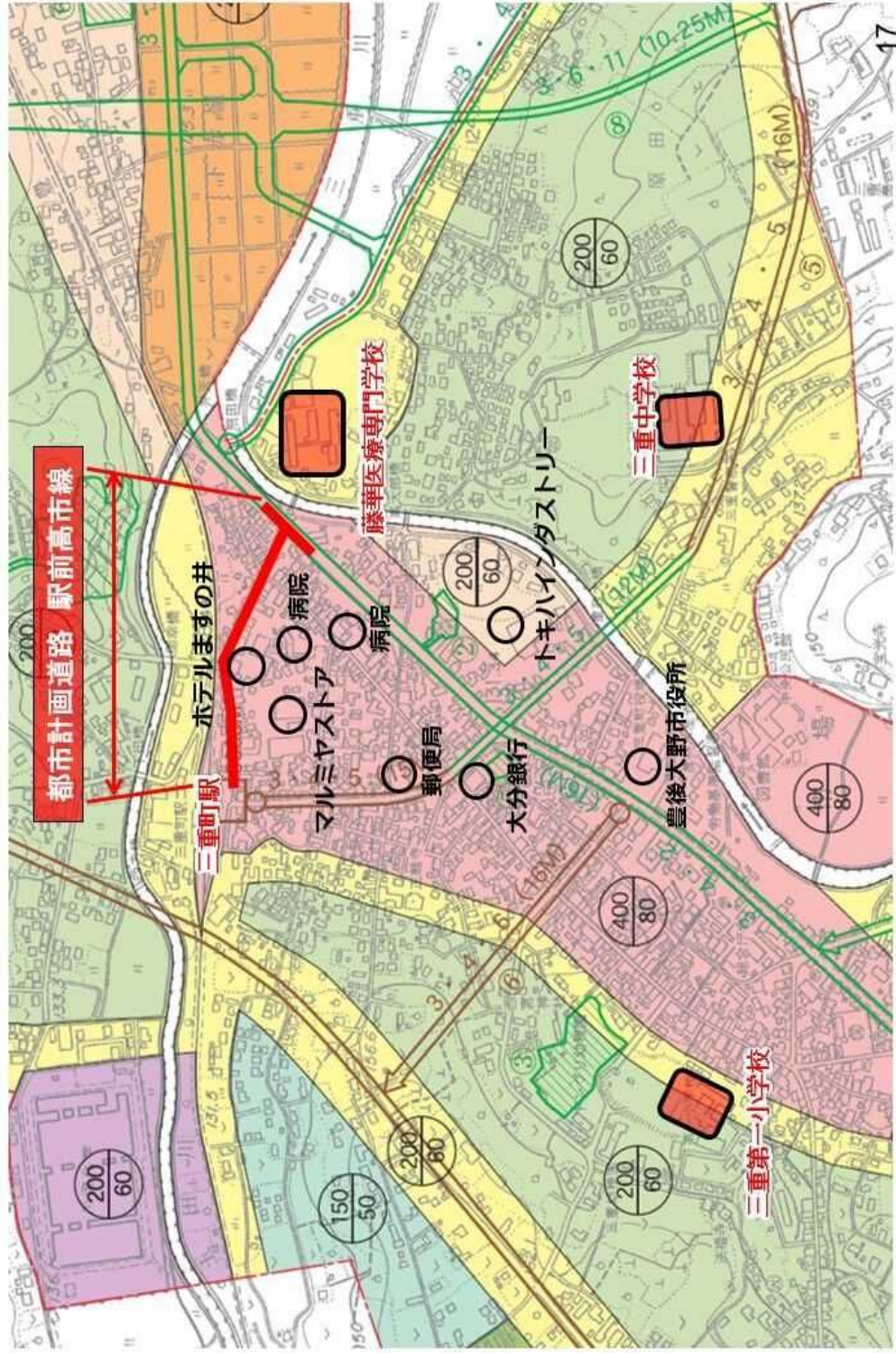


事前評価書

年度	2
整理番号	

事業名・路線名等		都市計画道路事業 駅前高市線	事業主体	大分県
所在地		豊後大野市三重町大字市場		
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路駅前線の歩車共存道路化による『居心地良く、歩きたくなるまちづくり』に向け、自動車交通を都市計画道路駅前高市線に転換する。 ・都市計画道路駅前高市線の自動車交通量の増加に加えて、周辺の小学生、中学生、専門学校生が多く利用するため、歩道整備による安全対策を行う。 		
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=380m(現拡)、W=6.0(12.0)m</p> <p>【道路区分】 第4種第2級 【設計速度】 V=40km/h 【計画交通量】 5,600台/日(R17)</p> <p>【現況幅員・交通量】 W=5.6m 交通量 1,750台/日(R2調査)</p>		
	事業費	C=1,120百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から6年(令和8年度)		
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 道路詳細設計、交差点詳細設計、用地測量、建物調査、関係機関との協議</p> <p>2年目 用地買収、建物補償</p> <p>3年目 用地買収、建物補償</p> <p>4年目 建物事前調査、用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>5年目 建物事前調査、用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>6年目 建物事前調査、用地買収、建物補償、交差点照明、道路工事</p>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・『居心地良く、歩きたくなるまちづくり』に向け、都市計画道路駅前線の歩車共存道路化を行うため、自動車交通を都市計画道路駅前高市線に転換する必要がある。 ・都市計画道路駅前高市線の自動車交通量の増加に加えて、周辺の小学生、中学生、専門学校生が多く利用するため、歩道整備による安全対策が必要。 		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前線の歩行者優先の『居心地よく、歩きたくなるまちづくり』に寄与 ・安全・安心かつ快適なまちづくりの形成 ・自動車の安全性・走行性の向上 		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	※交通安全を目的とした事業		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法、道路構造令等に適合した工法を採用。 ・道路線形、施工性、経済性等の観点から総合的に判断し、都市計画審議会の審議をもって都市計画決定されたルートである。 		
	コスト縮減	・アスファルト、砕石は再生材を使用する。		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・現道拡幅であり、地形改変による影響が少ない計画である。 ・低騒音、低振動型の建設機械を使用して、周辺の住環境の負担軽減を図る。 		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・豊後大野市から強い要望もあり、地元の協力体制は整っている。 ・周辺の学校関係者から早期対策の要望がある。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・三重都市計画マスタープラン ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 指定道路(3号指定) ・事業認可(都市計画法第59条第2項) 		
	事業の特殊性	・特になし。		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金

事業名		都市計画道路事業 (都) 駅前高市線		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
		合計		割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
		合計		割引前の総便益
総費用額 (C)	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額 (B)	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比率 (B/C)				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ○歩道の整備により、通学の児童をはじめとした歩行者等の安全確保 ○車道幅員の拡幅、歩道の設置により死傷事故対策、通学路の安全確保 ○国道326号等の主要幹線道路とJR三重町駅等の主要施設とのアクセス性向上 ○地域防災計画における避難場所までの通行空間の確保				

道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容			
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な理由	現状の課題から事業が必要な理由	<input type="checkbox"/>	駅前線を歩車共存道路化ことに伴う自動車交通の転換 平日交通量1,750台/日（R2調査）、歩行者通行量201人/12h（R2調査）、自転車33台/12h（R2調査） 幅員5.6(5.6)m、歩道未設置 1件/5年（H27～R1）うち人が絡む事故1件 下田路切交差点において、右折待ちの車により直進車が阻害されている 三重第一小学校の通学路に指定			
			道路幾何構造	<input type="checkbox"/>				
			交通事故発生状況	<input type="checkbox"/>				
			法滞状況	<input type="checkbox"/>				
			通学路の指定状況	<input type="checkbox"/>				
			緊急輸送道路の指定状況	<input type="checkbox"/>				
			代替路の指定状況	<input type="checkbox"/>				
			関連事業との進捗調整等	<input type="checkbox"/>				
			○整備効果	防災対策に係る効果		<input type="checkbox"/>	地域防災計画における避難場所までの通行空間の確保	
			事業実施により得られる効果	交通安全対策に係る効果		<input type="checkbox"/>	車道幅員の拡幅、歩道の設置により死傷事故対策、通学路の安全確保	
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない	<input type="checkbox"/>	本事業は、交通安全を主とした事業である。			
			関係法令・技術基準等との適合	<input type="checkbox"/>	道路法、道路構造令に適合した工法を採用			
			複効果及び経済性における複効果の検討状況	<input type="checkbox"/>	都市の総合的な将来像を見据えた都市計画決定に基づいたルートである。			
			コスト削減に向けた具体的施策	<input type="checkbox"/>	発生土の現場内利用を行う			
			地域材、建設副産物の有効利用	<input type="checkbox"/>	他工場の建設発生土を盛土材に利用、アスファルト・砕石は再生資材を利用			
			○環境等への配慮	自然環境への配慮	<input type="checkbox"/>	地形変化による影響が小さい計画としている		
			周辺の住環境への配慮	<input type="checkbox"/>	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、住環境の負担軽減を図る			
			景観への配慮	<input type="checkbox"/>	豊後大野市景観計画との適合を図り、周辺景観との調和を図る			
			残土処理の状況	<input type="checkbox"/>	発生土は、現場内利用を行い建設発生土を抑制、また搬出土は工事間流用にて努める。			
			文化財の保護	<input type="checkbox"/>	埋蔵文化財調査を行い、関係機関と協議のうえ文化財の保護を図る			
事業の実効性	地元要望、協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	<input type="checkbox"/>	豊後大野市から事業に対する要望あり			
			市町村の協力体制	<input type="checkbox"/>	地元説明会、都市計画変更説明会を今後行う予定の中で、豊後大野市と連携して取り組んでいる。			
			用地取得の難易度	<input type="checkbox"/>	地元要望、豊後大野市からの要望もあり、事業への理解は示されており今後同意に向けて豊後大野市と協力して交渉する。			
			法令等に基づく調整事項	<input type="checkbox"/>	都市計画、道路法、交差点協議（公安委員会）、景観法、文化財保護法等に係る調整事項			
			事業の成立性	上位計画等との関連	事業の根拠法令・採択要件	都市計画	<input type="checkbox"/>	都市計画マスタープランに位置づけられた路線
						おおいたの道構想2015	<input type="checkbox"/>	生活の安全・安心を旨める道路整備を図る路線
						交安法指定道路	<input type="checkbox"/>	交通安全指定道路3号該当区間（付近）に三重第一小学校、三重中学校、藤華医療専門学校がある）
						地域防災計画	<input type="checkbox"/>	三重第一小学校までの避難路に指定
						事業実施に係る根拠法令（条項）	<input type="checkbox"/>	都市計画法第59条第2項に基づき事業を実施
						事業の採択基準、適合状況	<input type="checkbox"/>	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合
他事業との関連	<input type="checkbox"/>							
施工時期、期間の制限	<input type="checkbox"/>							
技術的難易度	<input type="checkbox"/>							

* 評価項目（小項目の細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

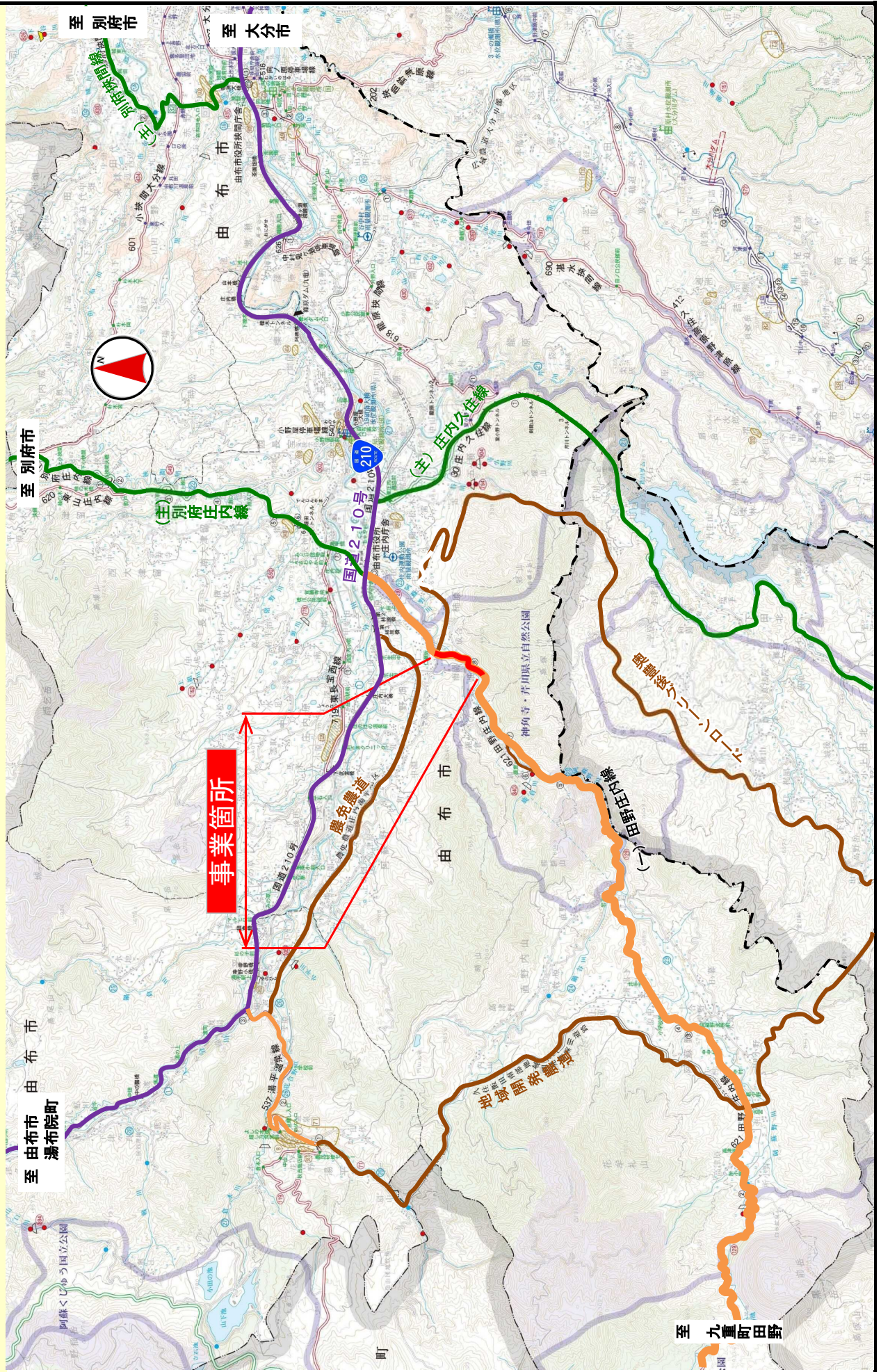
* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「―」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とす。

事前評価書

年度		2	
整理番号			
事業名・路線名等		道路改築事業 一般県道田野庄内線 <small>みなみぞの</small> 南園工区	
所在地		由布市庄内町野畑	
事業概要	事業の目的	・ 通行困難区間の解消、災害時における避難経路の確保	
	事業内容	【計画延長・幅員】 延長 L=830m、幅員 W=5.5 (7.0) m 【道路区分】 第3種第4級 【設計速度】 V=40km/h 【計画交通量】 1,007台/日(令和12年度) 【現況幅員】 車道幅員 W=4.0~5.5m 【交通量】 1,037台/日(平成29年調査) 【重要構造物】 トンネル1基(L=160m)・橋梁1橋(L=50m)	
	事業費	C = 1,930 百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から9年(令和11年度)	
	事業段階毎の実施計画	1 年目 地形測量、路線測量、地質調査、道路詳細設計 2 年目 地質調査、トンネル・橋梁・構造物詳細設計 3 年目 用地測量、用地買収 4 年目 用地買収、道路工事 5 年目 橋梁工事(下部)、道路工事 6 年目 橋梁工事(上下部)、トンネル工事、道路工事 7 年目 トンネル工事、橋梁工事(上部)、道路工事	8 年目 トンネル工事、道路工事 9 年目 旧橋撤去、旧道処理
	事業の必要性	・ 線形不良、視距・幅員不足により、乗用車や大型車のすれ違い等、通行が困難 (曲線半径60m未満:5箇所、視距40m未満:7箇所、幅員5.5m未満:延長約700m) ・ 豪雨による土砂災害発生や、法面の要対策箇所があることから、災害時に通行止となる可能性	
事業手法・工法の妥当性	整備効果	・ 走行性、安全性の向上 ・ くじゅう周辺の観光地と観光客の多い別府間のアクセスの向上 ・ 沿線工場等からの物流の効率化 ・ 災害時における避難経路の確保	
	費用便益分析	・ 通行困難区間の解消を目的とした1次改築、通行の安全性や防災面、観光振興等の観点から評価 【参考B/C=0.2】	
	工法の妥当性	・ 道路法、道路構造令に適合した工法を採用 ・ 複数案の比較検討を行い、走行性に優れ最も経済的なルートを選定	
	コスト縮減	・ アスファルト、砕石は再生資材を利用 ・ 建設発生土は盛土材に利用	
事業実施環境	環境等への配慮	・ 切土・盛土等により発生する法面については在来種による緑化を行う等、自然環境に配慮する ・ 神角寺芹川県立自然公園内であるため、実施にあたって関係機関との調整を図る	
	事業の実効性	・ 県道田野庄内線整備由布・九重合同促進期成会や由布市から要望書が出される等、強い要望もあり、協力体制も整っている ・ 由布市と事前協議済であり、連携しながら地元調整を積極的に図っている ・ 地区の役員を通じ、地元との調整を実施しており、事業への理解を得ている	
	事業の成立性	・ 「安心・活力・発展プラン2015(2020改訂版)」、「大分県長期道路整備計画「おおいたの道構想2015」に基づき事業実施 ・ 道路法第15条に基づき道路管理者として事業を実施 ・ 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合	
事業の特殊性	事業の特殊性	・ 特になし	
	対応方針	・ 以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい	

事業箇所位置簡図



費用便益内訳書

金額単位 : 千円

事業名 道路改築事業 (一) 田野庄内線 南園工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H33~H91	道路建設費	完成2車線	1,849,000	
	維持管理費	一般県道	113,000	
		合 計		1,962,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H42~H91	走行時間短縮便益		813,000	
	走行経費減少便益		35,000	
	交通事故減少便益		0	
		合 計		848,000
総費用額 (C)	1,461,000	割引率を 4% としして事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	276,000	割引率を 4% としして事業費を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	276,000 / 1,461,000 = 0.19 ≒ 0.2			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行困難区間の解消を目的とした1次改築 ・ 線形不良、視距・幅員不足箇所の解消による走行性、安全性の向上 ・ 久住周辺の観光地と観光客の多い別府間のアクセスの向上 ・ 沿線工場等からの物流の効率化 ・ 災害時における避難経路の確保 				

事前評価書

年度	2
整理番号	

事業名・路線名等		交通安全事業 <small>いっぽんけんどう なかつよとみせん おうまこうく</small> 一般県道 中津吉富線 合馬工区	事業主体	大分県
所在地		<small>なかつしおおあざおうま</small> 中津市大字合馬		
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の小・中学校の通学路であるため、自歩道を整備することで安全・安心な都市空間の形成を図る。 ・道路幅員を確保して自動車の安全性・走行性の向上、また中津駅や中津市民病院等の主要施設とのアクセス機能の改善を図る。 		
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=990m(現拡)、W=6.0(16.0)m</p> <p>【構造規格】 第4種第2級 設計速度 V=40km/h 【計画交通量】12,270(台/日)(R12推計)</p> <p>【現況幅員】 W=4.0(7.0)m</p> <p>【交通量】 交通量 10,866台/日(H27センサス) 歩行者752人/12h(H26調査) 自転車315台/12h(H26調査)</p>		
	事業費	C=1,700百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から9年(令和11年度)		
	事業段階毎の実施計画	<p>1年目 道路詳細設計、地形測量、用地測量、関係機関との協議</p> <p>2年目 建物調査、用地買収・建物補償</p> <p>3年目 建物調査、用地買収、建物補償</p> <p>4年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>5年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>6年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>7年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>8年目 用地買収、建物補償、道路工事</p> <p>9年目 道路工事</p>		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、小楠小学校、如水小学校の法指定通学路(1号基準)となっているほか中津中学校、東中津中学校の通学路としても利用されているが、当区間には歩道が無い状況である。特に通学時には自動車の通行も多く、通学生をはじめとした歩行者等が危険な状況である。 ・通学路合同点検の結果から自動車の通行量が多いため、児童等に対して危険箇所挙げられている。 ・過去5年間(H27.4~R2.3)で11件の事故があり、うち車両どうしの事故が10件、人と車両の事故が1件となっている。 ・上記の理由により平成27年度に実施した通学路安全プログラムによる要対策箇所に位置付けられている。 		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道の整備により歩行者等の安全確保を図る。 ・道路幅員の整備により、自動車の安全性、走行性の向上を図る。 ・中津駅や中津市民病院等の主要施設とのアクセス機能の改善を図る。 		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の道路利用状況等から総合的に判断する。		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法、道路構造令等に適合した工法を採用。 ・道路線形、施工性、経済性等の観点から総合的に判断し、周辺道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートを選定。 		
	コスト縮減	・アスファルト・コンクリート・砕石は再生材を使用。		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の事業で、現道縦断に沿う、現道拡幅としており、地形改変による影響が小さい計画としている。 ・低騒音、低振動型の建設機械を使用して周辺の住環境の負荷軽減を図る。 ・残土は工事間流用に努める。 		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・中津市から大分県議会に毎年要望書が提出されており、協力体制は整っている。 ・平成27年度の通学路合同点検の要対策箇所に挙げられており、令和元年度の通学路合同点検でも早期要望されている。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・交安法(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条)指定通学路1号基準に該当【小楠小学校、如水小学校】 ・道路法第15条に基づき実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 		
	事業の特殊性	・特になし。		
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。		

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 交通安全事業 一般県道 中津吉富線 合馬工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間	道路建設費	歩道設置・拡幅	—	
	維持管理費		—	
(期間の内訳)				
事業期間				
維持管理期間				
	合 計		0	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間	走行時間短縮便益		—	
	走行費用減少便益		—	
	交通事故減少便益		—	
(期間の内訳)				
事業完了まで				
事業完了後				
	合 計		0	
総費用額 (C)		割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)		割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比率 (B/C)				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ○歩道の整備により、通学の児童をはじめとした歩行者等の安全確保 ○車道幅員の拡幅、歩道の設置により死傷事故対策、通学路の安全確保 ○国道213号等の主要幹線道路とJR中津駅等の主要施設とのアクセス性向上 ○バス路線の改善 ○地域防災計画における避難場所(小・中学校・コミュニティセンター)までの避難経路の確保 ○中津市民病院(救急告示病院、災害拠点病院)への搬送経路の確保 ○国道213号との変則交差点の改良による渋滞の解消				

道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否		小項目の具体的な内容
				必須	優先	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	○		歩道幅員が狭く、通勤通学時は自転車、歩行者とも交通量が多いことから、車両との接触が懸念される。 自動車10,886台/日(H27センサス)、歩行者146人/12h、自転車105台/12h(H26実測) 幅員W=4.0(6.0)m 歩道幅員が狭く、また車道幅員、路肩幅員についても構造令を満たさない。
			路線現況	○		
			道路幾何構造	○		
			緊急輸送道路、啓開ルートの状況		-	
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況		-	
			交通事故発生状況	○	11件/5年(H27~R1)うち人が絡む事故1件	
			通学路の指定状況	○	如水小学校(377人)及び東中津中学校(268人)、小楠小学校(481人)及び中津中学校(366人)の通学路に指定。法指定通学路(1号基準)に該当。	
			渋滞状況		-	
			関連事業との進捗調整等		-	
			○整備効果	事業実施により得られる効果	防災・減災対策に係る効果	
		交通安全対策に係る効果	○		自転車歩行者道整備、車道整備による歩行者・自転車・自動車の安全確保。	
		都市空間整備に係る効果			-	
		ツーリズム支援に係る効果			-	
		ネットワーク整備に係る効果			-	
	小規模集落対策に係る効果 老朽化対策に係る効果等その他の効果		-			
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析(B/C)等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、道路利用状況等から総合的に判断する。	
	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	○	道路法、道路構造令、道路橋示方書に適合した道路構造を採用	
		複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	○	3案比較を行い、地元の合意形成が出来ており事業効果に優れる案を採用	
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入		-	
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地域内発生建設副産物の使用	○	アスファルト・コンクリート・砕石は再生資材を利用。	
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負荷軽減対策	○	現道縦断に沿った計画を採用、地形変化が最小限となっており自然環境への影響が少ない。	
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負荷軽減対策	○	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、周辺の住環境の負担軽減を図る。	
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	○	中津市景観計画に基づき、防護柵の色彩に配慮する。	
残土処理の状況		残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	○	発生土は現場内利用を行い建設発生土を抑制。搬出土は工事間流用にて努める。		
文化財の保護		文化財等の調査及び保護	○	埋蔵文化財周知遺跡が分布するため文化財調査を要する。		
事業実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	○	地元関係者より要望書が提出。平成27年度通学路合同点検により要対策箇所となっている。	
		市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	○	中津市から土木建築委員会に要望書提出	
		用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況		-	
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	○	交差点協議(公安委員会)	
	○事業の成立性	上位計画等との関連	都市計画		-	
			おおいの道構想2015	○	施策1生活の安全・安心を高める道路整備(通学路等の安全対策)	
			地域防災計画・地域強靱化計画 その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	○	避難場所に指定(如水小、東中津中、小楠小、中津中) 法指定通学路(1号基準)に該当(如水小学校、小楠小学校)	
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令(条項) 事業の採択基準、適合状況	○	道路法第15条に基づき事業を実施 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合	
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等		-	
	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限		-	
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性		-	

* 評価項目(小項目の細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		むでんちゆうがぎょう 無電柱化事業 ・ 一般国道500号(汐見工区) <small>しおみ</small>						
所在地・工区名		べっがししおみまち 別府市汐見町						
事業の目的		・本事業では、電柱・電線の地中化により、災害時における緊急輸送道路としての防災機能の向上及び「日本一のおんせん県おおいた」の顔としての良好な沿道景観の向上を目的とする。						
再評価基準		・大幅な事業費の増加(第2条(2)オ)						
未着工・未完了の理由		・既設占用物件の回避に伴う管路延長、舗装復旧範囲の増のほか、現地着手後に判明した転石や地下水位対策工事の追加実施により期間を要しているため。						
事業採択年度		採択年度： 平成26年度			着工年度： 平成27年度			
事業実施予定期間		当初： 平成27年度 ~ 令和2年度			変更： 平成27年度 ~ 令和5年度			
全体事業概要	計画概要	【延長・幅員】 L=660m(整備延長L=1,320m)、W=13.0(30.0)m 【道路区分】 第4種第1級 【設計速度】 V=50km/h 【現況交通量】 19,273台/日(H27センサス) 【重要構造物】 -						
		当初計画		第1回変更(R1年)		第2回変更(R2年)		
	計画期間	H27~R2		H27~R5		H27~R5		
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	
	本工事費	660m	745	660m	745	660m	1275	
	測量試験費	一式	55	一式	55	一式	125	
	用地補償費	-	-	-	-	-	-	
	計		800		800		1400	
変更内容・理由		・期間の延伸は、占用予定者・既設埋設事業者やJRとの設計協議(1年)、夜間工事や管路延長及び舗装復旧面積の増と地下水対策の工法追加(2年)によるもの。 ・事業費の増は、管路延長・舗装復旧面積の増や家屋等の建物調査及び、地下水対策やライナープレート工法の追加変更によるもの。						
事業進捗の状況		・R元年度末時点の事業進捗率は49.1%(事業費ベース) ・現在、工事を実施中である。						
事業費の推移		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要
		全体(変更)	1,400	単位:百万円				
		H27年度	21	21	測量設計		1.5%	
		H28	98	119	測量設計	電線共同溝工事	8.5%	
		H29	182	301	建物調査	電線共同溝工事	21.5%	
		H30	142	443	建物調査	電線共同溝工事	31.6%	
		R元	245	688	建物調査	電線共同溝工事	49.1%	
		R2	152	840	電線共同溝工事		60.0%	
		R3	200	1,040	電線共同溝工事		74.3%	
		R4	200	1,240	電線共同溝工事		88.6%	
	R5	160	1,400	入線・抜柱工事		100.0%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路交通状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆前回評価時からの大幅な変更はない。 ・「日本一のおんせん県おおいた」を代表する鉄輪温泉にアクセスする観光ルート。 ・災害時には別府港と別府ICを結ぶ緊急輸送道路として機能する防災上重要な路線。 ・大分県道路啓開ルート(ステップI:救命) ・道路法等の改正により県管理の緊急輸送道路を対象に電柱の新設を禁止する措置(H29.7月)。		
	地元情勢の変化	◆前回評価時からの変更はない。 ・H25.1月に別府市から事業化要望。事業着手後も継続して要望を受ける。 ・「国道500号沿道まちづくり協議会」を設立、事業化について地元合意を得る(H27.1月)。		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆前回評価時からの変更はない。 ・別府国際観光港耐震岸壁(第4ふ頭)～陸上自衛隊別府駐屯地～別府ICを結ぶ緊急輸送路であるが、災害時に電柱が倒壊し、通行不可能となる恐れがあり、救急救援活動の支障となる。 ・林立する電柱や輻輳する電線が別府の沿道景観を阻害している。 ・国道10号交差点(緊急輸送路)から県道亀川別府線(緊急輸送路)交差点までを無電柱化し防災機能を強化を図る。		
	整備効果	◆前回評価時からの変更はない。 ・災害時の救助活動や支援物資の輸送などの緊急輸送道路としての防災機能の向上 ・良好な沿道景観の向上 ・安全で快適な歩行空間の確保		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			—	—
	費用便益の分析	◆前回評価時からの変更はない。 ※無電柱化事業のため費用便益比の算出は困難であり、道路の利用状況から総合的に判断する。		
	工法の妥当性	◆前回評価時からの変更はない。 ・電線共同溝方式を採用しており、一般的な工法。 ・九州地区電線共同溝マニュアル(案)【改訂版】の適用。		
	コスト削減	◆JR日豊本線交差部の管路位置について、踏切下から市道迂回ルートに設計変更した。 ◆下記の内容については前回評価時からの変更はない。 ・アスファルト、砕石は再生材を使用する。		
環境等への配慮	◆前回評価時からの変更はない。 ・既設道路敷内に電線を埋設することから、地形改変による影響は小さい。 ・低騒音、低振動型の建設機械を使用し、周辺の住環境の負担軽減を図る。 ・無電柱化により沿道景観の向上を図る。			
事業実施環境	事業の実効性	◆前回評価時からの変更はない。 ・国道500号沿道まちづくり促進協議会により地元合意済(H27.1月) ・毎年別府市から事業に対する要望があり、支援体制は整っており、円滑な事業執行が見込まれる。		
	事業の成立性	◆前回評価時からの変更はない。 ・県無電柱化協議会合意(要請者負担方式)(H27.1.21) ・九州ブロック無電柱化協議会合意(H27.3月) ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条に基づき事業を実施(H28.3.22指定) ・「おおいた土木未来プラン2015」、「おおいたの道構想2015」に快適な道路空間の形成として位置付けられている。 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合		
	事業の特殊性	◆前回評価時からの変更はない。 ・既設埋設占用管(上下水道、電力、通信、温泉管など)との配管への配慮。		
対応方針	対応方針案	◆継続		
	理由	◆以上のおおと、事業実施により、防災機能の強化と沿道景観の向上、安全快適な歩行空間の確保が図られ、事業の必要性が認められることから、事業を継続したい。		

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 無電柱化事業・一般国道500号(汐見工区)				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間	道路建設費	歩道設置	—	
	維持管理費		—	
(期間の内訳)				
事業期間				
維持管理期間				
	合 計		0	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間	走行時間短縮便益		—	
	走行費用減少便益		—	
	交通事故減少便益		—	
(期間の内訳)				
事業完了まで				
事業完了後				
	合 計		0	
総費用額(C)		割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)		割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比率(B/C)				
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ○緊急輸送道路・最優先啓開ルート(ステップ I)の防災機能の強化 ○良好な沿道景観の形成 ○鉄輪温泉・明礬温泉等にアクセスする主要観光ルート ○救急指定病院・災害拠点病院へのアクセスルート				

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	災害時における緊急輸送道路としての機能確保及び「日本一のおんせん県おおいち」の顔としての良好な沿道景観の向上 (前回) 日交通量20,264台/日 (H22センサス)、歩行者通行量308人/12h、自転車：78台/12h (今回) 平日交通量19,273台/日 (H27センサス) (H27センサス)		
		緊急を要する現状の課題	道路幾何構造 緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況 集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況 交通事故発生状況 通学路の指定状況 渋滞状況	■	■	第4種第1級 設計速度 50km/h 4車線 道路幅員 30m 第一次緊急輸送道路および最優先啓開ルート(ステップ1)[変更なし] -[変更なし] -[変更なし] -[変更なし] -[変更なし] -[変更なし]		
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	□	□	緊急輸送道路の整備により防災機能向上（別府国際観光港前海岸壁（第4ふ頭）～陸上自衛隊別府駐屯地～別府[C]）[変更なし]	
			防災・減災対策に係る効果	防災・減災対策に係る効果	□	□	良好な沿道景観を形成し、安全で快適な通行空間および生活環境の向上を図る[変更なし]	
		事業実施により得られる効果	都市空間整備に係る効果	都市空間整備に係る効果	■	■	主要な観光地間を形成する道路、主要な観光地へのアクセス道路の改善[変更なし]	
			ツーリズム支援に係る効果	ツーリズム支援に係る効果	■	■	-[変更なし]	
		○費用対効果分析	費用便益分析(B/C)等	B/C算出結果、もしくはB70/1による評価を行わない場合の理由と評価の考え方	B/C算出結果、もしくはB70/1による評価を行わない場合の理由と評価の考え方	□	□	無電柱化事業のため費用便益比の算出は困難であり、道路の利用状況から総合的に判断する[変更なし]
				関係法令や技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	道路法、道路構造令、九州地区電線共同溝マニュアル(案)【改訂版】に適合した工法を採用[変更なし]
			○コスト削減	概算案の検討	概算案の検討	■	■	現道拡幅案、バイパス案2案の3案比較を行い、最も経済的なルートを選定[変更なし]
				コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	共同溝の浅層埋設工法の採用により従来の共同溝工法よりコスト削減を図る[変更なし]
事業手法 ・工法の 妥当性	○環境等への配慮	地味材、建設副産物の有効利用	地味材の有効活用、地域内発生物の建設副産物の使用	■	■	他工事の建設発生土を盛土材に利用、コンクリート・砕石は再生資材を利用[変更なし]		
		自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	都市部であることから動植物への影響が少ない地域であり、且つ現道敷内において電線を地中に埋設することから地形改変による影響も小さい(変更なし)		
	○事業の実効性	周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負担軽減対策	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用する(変更なし)		
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■	上空の電線類を地中化することから良好な景観形成を図る(変更なし)		
事業 実施環境	○事業の実効性	残土処理の状況	残土処理量の削減対策と処理地での環境配慮	■	■	(前回) 他の公共工事に流用 (今回) 発生土量4,300m3のうち740m3は別府市の公共工事(公園整備)へ流用		
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	なし(変更なし)		
	○事業の成立性	地元要望、協力的体制	地元要望、協力的体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	H27年1月で国道500号沿道まちづくり促進協議会合意済。沿線自治会も合意済。	
			市町村の協力的体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	別府市長から大分県知事への要望(平成25年1月)あり。H27.2月から市役所と共同で地元説明会を開催。	
		用地取得の難易度	用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況	□	□	-[変更なし]	
			法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	■	■	電線共同溝の整備等に関する特別措置法37条、景観法(別府市景観条例)[変更なし]	
		上位計画等との関連	都市計画	都市計画	都市計画	□	□	-[変更なし]
				おおいちの道構想2015	おおいちの道構想2015	□	□	-[変更なし]
			地域防災計画・地域強靱化計画	地域防災計画・地域強靱化計画	地域防災計画・地域強靱化計画	■	■	緊急輸送道路(別府国際観光港前海岸壁(第4ふ頭)～陸上自衛隊別府駐屯地～別府[C]) [変更なし]
				その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	■	■	道路法第37条(道路の占用の禁止又は制限区域等)[変更なし]
事業の根拠法令・採択要件	事業の根拠法令・採択要件	事業の実施に係る根拠法令(条項)	■	■	無電柱化協議会により合意済み。社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容。根拠基礎の確立に適合[変更なし]			
	他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	(前回) - (今回) 国道500号 鉄輪工区にて無電柱化整備事業を事業中(H28～)			
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	□	□	特になし[変更なし]		
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□	特になし[変更なし]		

* 評価項目(小項目細別)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

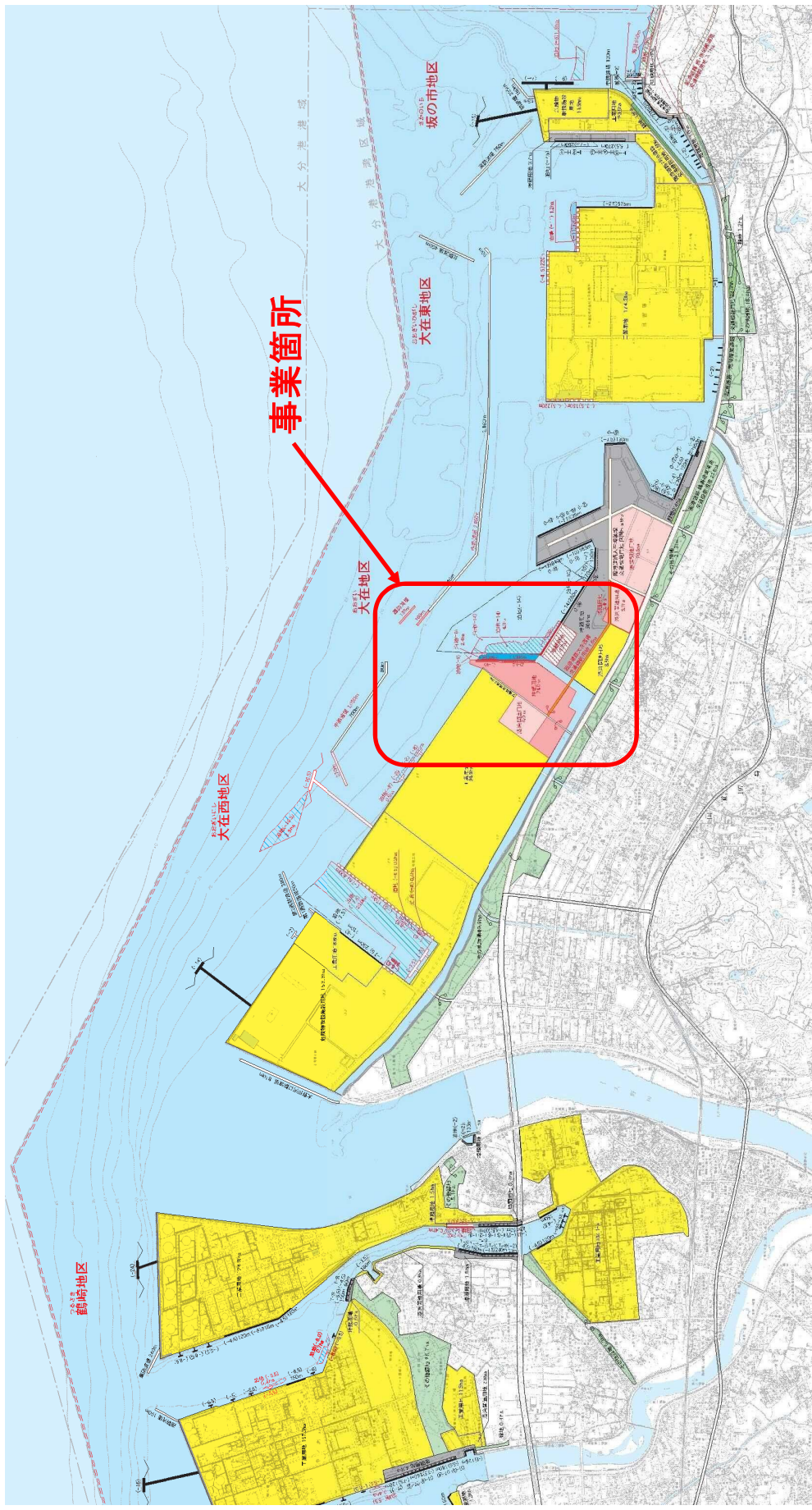
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

事前評価書

年度	R2
整理番号	

事業名・路線名等		重要港湾改修事業 大分港 大在西地区	事業主体	大分県
所在地		大分市大字青崎		
事業概要	事業の目的	九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づき、物流の基幹拠点である大分港大在西地区において、貨物需要の増大に対応するため、新たなRORO船ターミナルの整備を行う。		
	事業内容	【土地造成】 護岸 L=125m ふ頭用地 A=21ha 【臨港交通施設】 臨港道路 L=1,250m（うち橋梁 N=1橋）		
	事業費	全体C=5,200百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から6年(令和3年度～令和8年度)		
	事業内容	1年目 臨港道路測量・設計、ふ頭用地測量・設計 2年目 臨港道路工事、ふ頭用地工事 3年目 臨港道路工事、ふ頭用地工事、護岸設計 4年目 臨港道路工事、ふ頭用地工事、護岸工事 5年目 臨港道路工事、ふ頭用地工事、護岸工事 6年目 臨港道路工事、ふ頭用地工事		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」2020年改訂版において、大分港大在地区を物の流れの拠点として、新たな需要に対応した岸壁やふ頭等の整備を位置づけている。 ・ドライバー不足を背景に、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトが進む中、RORO船のシャーシ台数は、近年航路の就航や増便に伴い増加しており、今後もシャーシ台数の増加が見込まれている。 ・現在使用している岸壁の水深が不足しているため、RORO船の貨物積載量を制限する必要があり、輸送需要に対応できていない状況となっている。 ・現在、シャーシ置場が岸壁から離れた所に点在し、面積も不足していることから、RORO船到着直前に離れた置場から岸壁背後へ横持ち輸送を行う必要があるなど、非効率な運用を強いられている。 ・大規模地震災害時の緊急物資輸送のために、耐震性が求められている。 		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁水深が深くなることで貨物積載量の制限が不要となり、また将来の船舶の大型化に対応できるようになるため、一度に輸送できる貨物量が増加し、海上輸送の効率化が図られる。 ・岸壁背後にふ頭用地を整備することにより、シャーシ置場が点在している問題が解消され、横持ち輸送が不要になることで効率的な荷捌きが可能となり、輸送コストが削減される。 ・耐震強化岸壁の整備により、発災時の緊急物資輸送が可能となる。 		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・B / C = 3.4		
	工法の妥当性	・港湾法、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、道路法、道路構造令および道路橋示方書などにより設計を実施する。		
	コスト削減	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式の比較を行い、コスト削減を考慮した設計を実施する。 ・埋立については、周辺の公共工事による発生土を受け入れることでコスト削減を図る。 		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時は、低騒音・振動の建設機械を使用する。 ・護岸工や橋梁下部工等、汚濁が発生する可能性がある場合は濁水対策を検討し、実施する。 		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市から要望書が出されており、協力体制も整っている。 ・物流事業者等との協議・調整を行っており、事業への理解を得ている。 ・船社や物流事業者からも大分港の再編を望む声は多く、計画通りに整備を進めることで新たな貨物需要にも対応できる。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」2020年改訂版(R2.6改訂)および九州の東の玄関口としての拠点化戦略(H29.3改訂)において、物の流れの拠点として大分港大在地区を位置づけている。 ・地方港湾審議会及び交通政策審議会第77回港湾分科会(令和元年11月)の審議を経て、港湾計画に位置付けられている。 ・直轄事業については国土交通省の交通政策審議会 港湾分科会 第14回事業評価部会(令和2年3月)において、新規事業採択時評価の了承を得ている。 ・関連する直轄事業の整備スケジュールと調整済み。 ・港湾法第12条第1項第3号に基づき事業を実施。 		
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する直轄事業と整備スケジュールや供用開始時期等を調整しながら実施する必要があるため、計画どおりの着手・供用が望まれる。 		
対応方針		<ul style="list-style-type: none"> ・以上のとおり、事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。 		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 重要港湾改修事業 大分港 大在西地区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 R2～R58 (期間の内訳) 事業期間 R2～R11 維持管理期間 R12～R58	港湾整備費	ふ頭用地、護岸、臨港道路	4,730,000	県事業
	港湾整備費	岸壁、泊地、防波堤	11,270,000	国事業
	維持管理費		3,760,000	
		合 計		19,760,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 R6～H58 (期間の内訳) 事業完了まで R6～R11 事業完了後 R12～R58	海上輸送コストの削減による便益		125,890,000	
	陸上輸送コストの削減による便益		8,884,000	
	震災時における輸送コストの増大回避		1,957,000	
	残存価値		3,486,000	
	合 計		140,217,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	14,967,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	50,598,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比 (B/C)	$50,598,000 / 14,967,000 = 3.38 \approx 3.4$			
<p>(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外</p> <p>【トラックドライバー不足への対応】 本事業の実施により、RORO船による海上輸送能力が増強され、トラックドライバー不足による陸上輸送力の低下を補完することが出来る。</p> <p>【環境への負荷軽減】 本事業の実施により、輸送効率化、モーダルシフト需要等への対応及び横持ち輸送の解消が可能となり、排出ガス(CO₂・NO_x)が削減される。</p>				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

港湾改修・整備事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の問題から事業が必要な主たる理由	○	貨物量の増大に伴う岸壁・ふ頭用地の整備、大規模地震対策としての耐震化	
		緊急を要する現状の問題	重大な被災を受けた事があるか、災害の発生危険性が極めて高い フェリー航路の有無 現状の港湾活動に伴う周辺環境への悪影響の除去	○	大分県地域防災計画において、海溝型地震への対応の必要性が示されている。 RORU航路 (常陸船町)→清水・大分→清水 週6便、東京→御前崎→博多→大分→東京 週3便	
	○整備効果	関連事業との進捗調整等	当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	○	関連する直轄事業と調整しながら整備を進めていく必要があることから、計画通りに着手・供用することが必要。	
		事業実施により得られる効果	物産コストの低減、競争力の向上、背後圏地域の活性化 防災機能の向上 生活環境の保全、改善	○	荷役の効率化、現在使用している船舶の積載制限解除や、将来の船舶大型化に対応 耐震強化岸壁 (幹線貨物)	
	事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析 (B/C) 等	B/C 1 以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	○	B / C = 3.4
		○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令、港湾施設の技術上の基準等に適合し、地勢条件等を勘案して妥当な工法を採用している	○	適用法令は港湾法、港湾施設の技術基準は港湾施設の技術上の基準・解説等に基づき、適合した工法を採用している。臨港道路については、道路構造令や道路標示方書等に基づき設計している。
			複数案の検討	事業の効果と経済性において複数案の検討がされている	○	各港湾施設は、構造形式の比較を実施している。
		○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	○	構造形式の比較検討結果から、コスト削減を考慮して設計を実施している。
			地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生建設副産物の使用	○	埋立てについては、周辺の公共工事による発生土を受け入れることでコスト削減を図る。
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	○	施工に際しては、低騒音・振動の建設機械を使用するほか、海中でにがりが発生する作業の場合は、汚濁防止膜等の設置を行い、環境に配慮しながら、施工を行うこととする。
周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない		○	設置施設は住宅等と隣接していない		
景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う		○	当該箇所周辺は公共貨物船ターミナルとして整備されており、周辺の景観と調和している。		
残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮を行う		○	当該事業による、残土発生はなし。 埋立土砂は、県内の他の公共工事からの受入に向け、調整を図る。		
事業 実施環境	○事業の委効性	文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う	○	文化財調査包蔵地内ではないが、文化財が確認された場合は保護を優先させる。	
		地元要望、協力体制	要望書の提出・陳情の有無、期成会等の地元組織の有無	○	R2年6月に地元 (大分市) から要望書が提出されている。	
	○事業の委効性	市町村の協力体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	○	大分港湾計画の一部変更に伴う、地方港湾審議会 (令和元年10月) にあたり、漁協より文書にて問題ない旨、回答をいただいている。	
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	○	事業着手に向け、大分市及び関係機関による協力体制が取れている。	
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	○	用地買収箇所はなし。	
		上位計画等との関連	耐震強化岸壁等の計画 港湾計画に位置付けられた事業である	○	都市計画法、環境影響評価法、景観法、文化財保護法等に係る調整事項 港湾計画 (令和元年11月 一部変更) に基づいた計画である。	
	○事業の特殊性	事業の根拠法令・採択要件	地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	○	港湾計画 (令和元年11月 一部変更) に基づいた計画である。 九州の東の玄関口としての拠点化戦略 (平成29年3月) に位置づけられているほか、耐震岸壁については地域防災計画 (令和2年8月修正) に位置づけられている。	
		他事業との連携	事業の実施に係る根拠法令 (条項) 事業の採択要件を満たす	○	港湾法第12条第1項第3号に基づき事業を実施。 港湾関係補助金等交付規則実施要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。	
		施工時期、期間の制限	他事業との連携により整備効果が大きくなる	○	大分港大在西地区 複合一貫輸送ターミナル改良事業 (国)	
		技術的難易度	工事の時期や期間に制限がある (観光地等) 技術面からの事業の実現性	○	国直轄工事と同時に施工するため、工程調整が必要。	

* 評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 「該当及び適否」の欄で該当すれば「○」、該当すれば「×」、該当しなれば「-」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等	重要港湾改修事業 大分港 坂ノ市地区 臨港道路 細馬場線					
所在地・工区名	大分市大字細 ~ 大分市大字馬場					
事業の目的	九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づき、物の流れの基幹拠点となる大分港大在地区の整備や関連するアクセス道路の整備に取り組んでいる。本バイパス整備により、物流拠点である大分港大在地区と物流結節点である国道九四フェリー発着場を有する佐賀関港を結び、物流の円滑化を図る。あわせて生活道路の安全性の向上を図る。					
再評価基準	・社会経済情勢の急激な変化（大幅な事業費の増加）					
未着工・未完了の理由	平成22年度から事業着手し鋭意進めてきたものの、一部地権者の合意が得られず、用地取得の難航により事業期間が延びている。					
事業採択年度	採択年度：平成22年度		着工年度 平成22年度			
事業実施予定期間	当初： 平成22年度～平成28年度		変更： 平成22年度～令和6年度			
事業の概要	計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の概要 【延長・幅員】 L=1,200m W=6.5(8.0)m 【道路区分】 第3種2級 【設計速度】 V=50km/h 【計画交通量】 4,579台/日 				
		当初計画(H22年)		今回変更(R2年)		
		H22～H28		H22～R6		
		数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	
		1200m	570.0	1200m	850.0	
		1式	150.0	1式	180.0	
		1式	180.0	1式	190.0	
		合計	900.0	1,220.0		
	変更内容・理由	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤が確認されたため、対策工を追加施工したい。 ・用地の取得期間や工事に要する期間等を考慮し、事業期間を令和6年度まで延伸したい。 				
事業費の推移	事業進捗の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・用地交渉を鋭意進めてきたものの、一部地権者の同意が得られていないため、引き続き交渉を続ける。 ・用地の取得状況は、令和3年1月末で91%(面積ベース)。 ・令和2年度末の事業進捗率は、64%(事業費ベース)である。 				
		事業年度	事業全体		工種	摘要
			年度事業費	累計事業費	進捗率%	
		全体	1,220.0	単位：百万円		
		H24年度まで	52.1	52.1	4.3%	地形測量、用地測量、調査、設計
		H25	0.9	53.0	4.3%	調査
		H26	102.0	155.0	12.7%	用地補償
		H27	150.0	305.0	25.0%	用地補償
		H28	50.0	355.0	29.1%	用地補償、調査
		H29	57.0	412.0	33.8%	用地補償、設計
		H30	90.0	502.0	41.1%	改良工事、用地補償
		R1	124.0	626.0	51.3%	改良工事、用地補償
		R2	152.0	778.0	63.8%	改良工事、用地補償
		R3	140.0	918.0	75.2%	改良工事、用地補償
	R4	100.0	1,018.0	83.4%	改良工事、用地補償	
	R5	100.0	1,118.0	91.6%	改良工事	
	R6	102.0	1,220.0	100.0%	改良工事	

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> 九州の東の玄関口としての拠点化戦略に基づく、物の流れの基幹拠点となる大分港の整備や関連するアクセス道路の整備の取組。 令和2年度に国直轄による大分港大在地区RORO船ターミナル整備の新規事業化。 		
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> 大分県商工会議所連合会や東部地区幹線道路整備促進期成会等からバイパス整備の促進を要望されており、事業実施への理解、協力は得られている。 		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>【必要性:物流の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分港と佐賀関港を往来する貨物を運ぶトレーラ等の大型車は、現道が狭隘なため通行出来ず、国道197号への迂回を余儀なくされている。 <p>【緊急性:安全性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現道は狭隘であるため、朝夕の通勤ラッシュ時には路肩やスクールゾーンまではみ出す通行車もあり、交通事故も発生している。 		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> 物流の円滑化。 生活道路の安全性の向上。 		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時	
		1.8	1.4	
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤対策工等による事業費の変更により費用が増加。 		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 港湾法、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、道路法及び道路構造令などにより設計を実施している。 		
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> 路線検討時に大規模構造物(高圧線鉄塔)や病院等を避けるとともに、建設発生土の場外搬出を抑えた土量配分計画となるよう、平面・縦断計画することでコスト縮減を図った。 		
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 施工時は、低騒音・低振動の建設機械を使用する。 本事業区間外への残土搬出はなく、不足分は他事業の残土を受け入れる計画としている。 関係機関との協議のうえ文化財の保護を図る。 			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> 大分県商工会議所連合会や東部地区幹線道路整備促進期成会等からの要望も強い。 未契約の用地は一部地権者の交渉が難航しているが、合意形成に向けた地元説明会を開催するとともに今後も他の残り地権者と鋭意交渉を続ける。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> 地方港湾審議会及び交通政策審議会第20回港湾分科会(平成18年11月)の審議を経て、港湾計画に位置付けられている。 港湾関係補助金等交付規則実施要領に規程された事業内容、採択基準の要件に適合。 港湾法第12条第1項第3号に基づき事業を実施 		
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財発掘調査有り【平成30年 本調査済[庚申塚(こうしんづか)古墳]】。 		
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> 継続 		
	理由	<ul style="list-style-type: none"> 以上のとおり、事業の必要性が認められることから事業を継続したい。 		

事業箇所位置図

重要港湾改修事業 大分港 坂ノ市地区 臨港道路 細馬場線

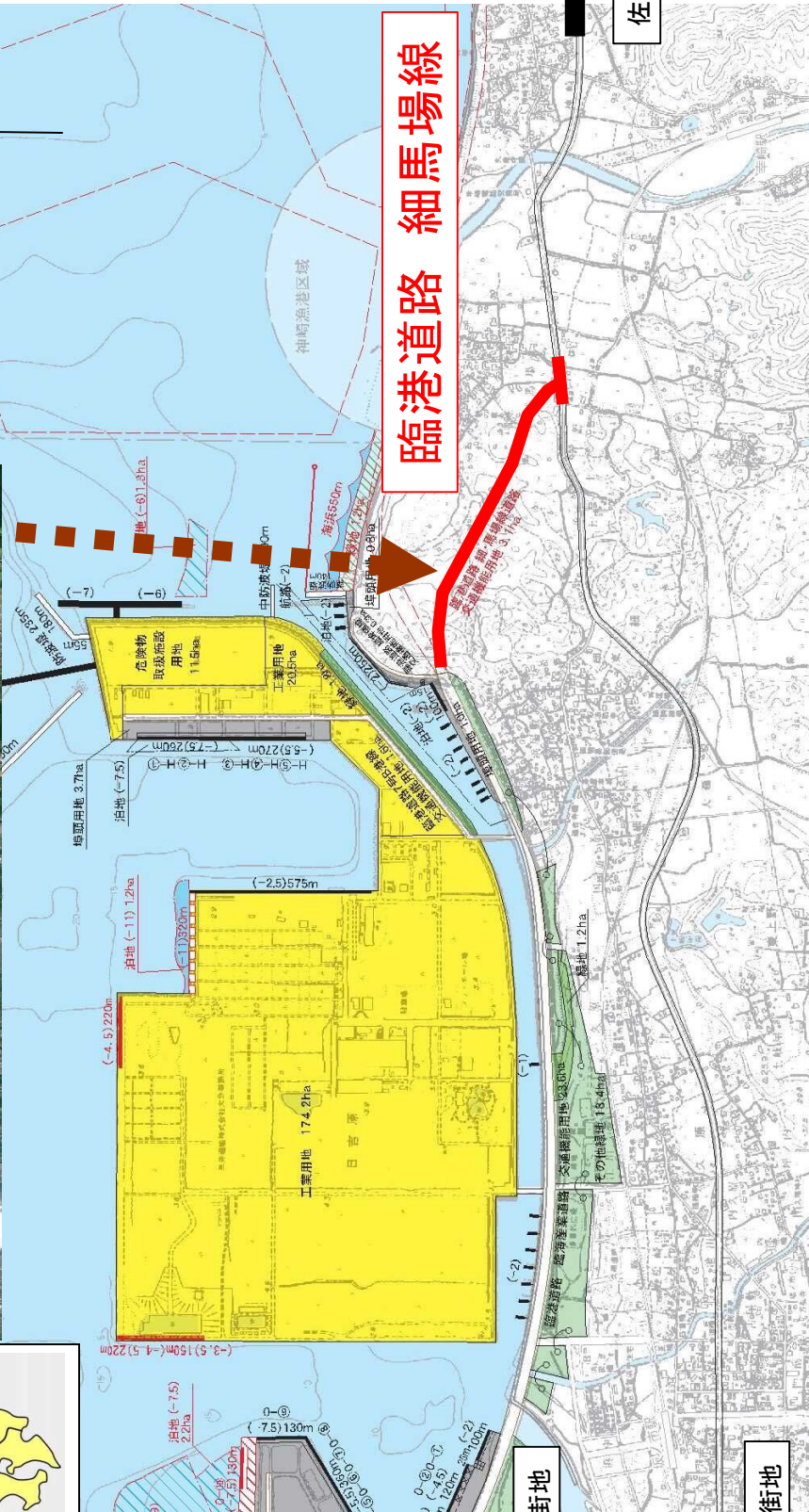
【位置図】



大分港



さかのいちちく坂ノ市地区



大分市街地

大分市街地

佐賀関

臨港道路 細馬場線

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 重要港湾改修事業 大分港(坂ノ市地区)				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H22～R56 (期間の内訳) 事業期間 H22～R6 維持管理期間 R7～R55	臨港道路整備費		1,206,000	(用補費・測試費含む)
	維持管理費		736,364	
	合 計		1,942,364	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 R7～R56 (期間の内訳) 事業完了後 R7～R56	走行経費減少便益		1,765,300	
	走行時間短縮便益		3,766,800	
	交通事故減少便益		496,400	
	合 計		6,028,500	割引前の総便益
総費用額(C)	1,597,826	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	2,235,445	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	2,235,445 / 1,597,826 = 1.39 ≒ 1.4			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・バイパス整備による、現道沿い集落の自動車騒音、振動被害の軽減。				

港湾改修・整備事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	大分港と佐賀関港を往來する貨物を運ぶトレラ等の大型車は、現道が狭隘なため通行出来ず、国道197号への迂回を余儀なくされているため（変更なし）	
		緊急を要する現状の課題	重大な被災を受けた事があるか、災害の発生危険性が極めて高い 之、エリ一筋路の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		関連事業との進捗調整等	現状の港湾活動に伴う周辺環境への悪影響の除去 当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		現道は道路幅員が狭く、朝夕の通勤ラッシュ時には、路肩やスクールゾーンまではみ出す通行車もあり、交通事故も発生している（変更なし）
		事業実施により得られる効果	物流コストの低減、競争力の向上、背後圏地域の活性化 防災機能の向上 生活環境の保全、改善	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		物流の円滑化（変更なし） 生活道路の安全性の向上（変更なし）
	事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用便益分析（B/C）等	B/C 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	B/C = 1.4（H20評価時B/C = 1.8）
			○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適用法令は港湾法、港湾施設の技術基準は港湾施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。その他、臨港道路については、道路構造令に基づき設計している（変更なし） 港湾計画策定時の路線線形検討において、利便性・経済性の観点で最適なルートを選定した（変更なし） 臨港道路の設計において、事業区間内で切盛土均衡させることで、残土処理の経費を抑え、トータ ルコストの縮減を図っている（変更なし）
		○コスト縮減	コスト縮減に向けた具体的施策	コスト縮減に向けた工種・工法の導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
			地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生建設副産物の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	低騒音・低振動の建設機械を採用し、振動・騒音対策を実施する（変更なし） 本事業区間外への残土搬出はなく、不足分は他事業の残土を受け入れる（変更なし） 臨港道路は、住宅地から離れたバイパス整備であり、生活環境に及ぼす影響は少ない（変更なし）
			周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
事業 実施環境	○事業の実効性	景観への配慮	設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	関係機関との協議のうえ文化財の保護を図る。	
		地元要望、協力体制	要望書の提出・傾情の有無、期成会等の地元組織の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	大分県商工会議所連合会、東部地区幹線道路促進期成会からバイパス整備の促進を要望（変更なし） （陸上工事のみ）	
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地元区長が説明会等の調整を図っている。	
		用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	一部地権者から、用地取得に対する同意が得られていない。	
	○事業の成立性	法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		上位計画等との関連	前震強化岸壁等の計画 港湾計画に位置付けられた事業である 地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	港湾計画に基づいた計画である（変更なし）	
		事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令（条項） 事業の採択要件を満たす	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	港湾法第12条第1項第3号に基づき事業を実施（変更なし） 港湾関係係補助金等交付規則実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし）	
		他事業との連携	他事業との連携により整備効果が大きくなる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の時期や期間に制限がある（観光地等）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	埋蔵文化財発掘調査有り【平成30年 本調査済[康申塚(こうしんづか)古墳]】		
	技術的難易度	技術面からの事業の実現性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

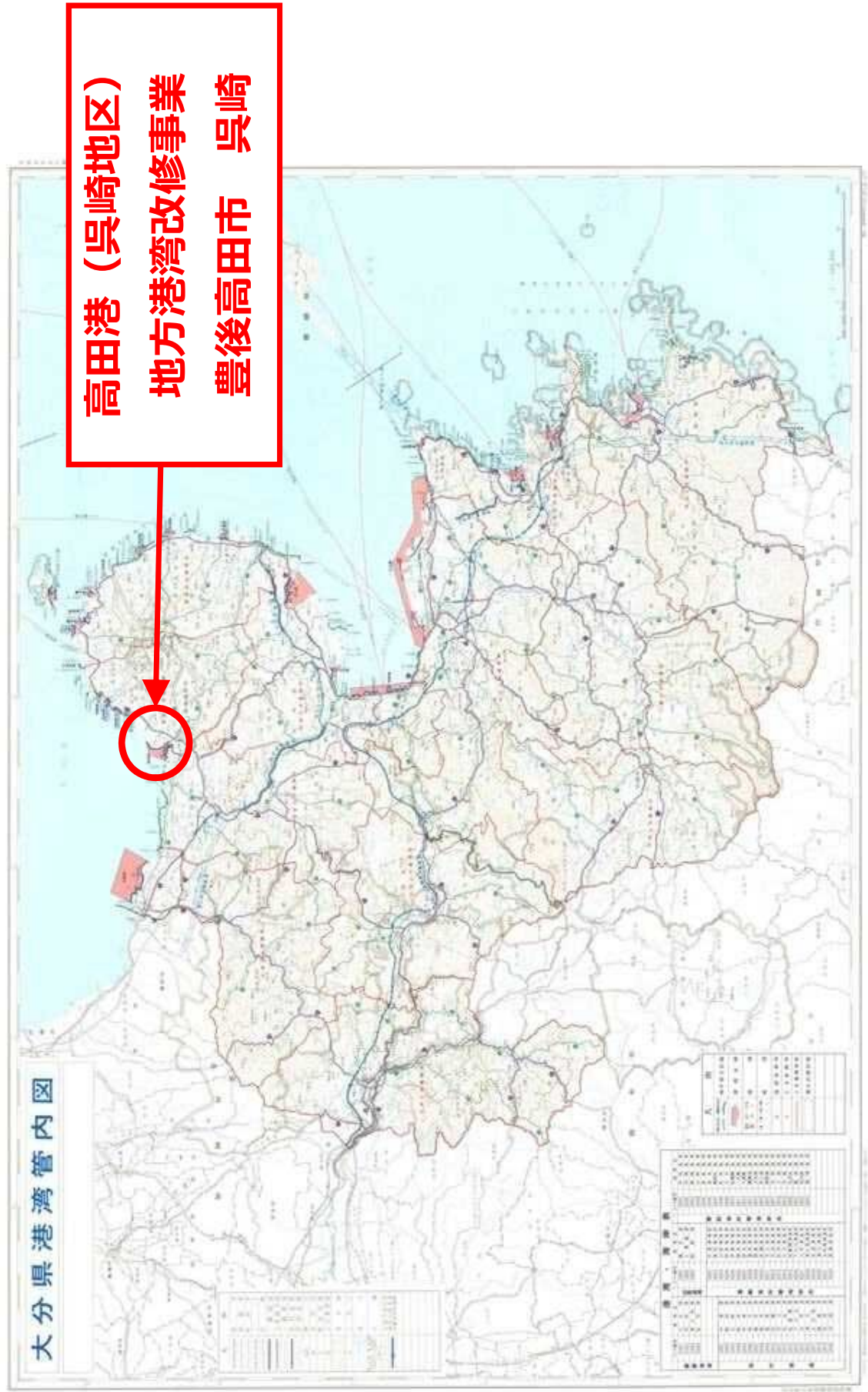
事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	地方港湾改修事業 高田港 呉崎地区					
	所在地・工区名	ぶんごたかだし くれさき 豊後高田市呉崎					
	事業の目的	-5.5m岸壁の新規整備により、大型船舶の寄港を可能にするとともに陸上輸送距離を短縮することで、物流の効率化を図る。					
	再評価基準	・再評価後一定期間(5年)経過					
	未着工・未完了の理由	・平成7年に事業化し事業促進を図ってきたが、貨物需要の動向を勘案し平成27年度より「休止」となっている。					
	事業採択年度	採択年度:	平成7年度	着工年度:	平成11年度		
	事業実施予定期間	当初:	平成7年度～平成20年度		変更:	平成7年度～未定	
全体事業概要	計画概要	・計画事業費C=4,363百万円 ・計画期間H7～ ・工種 防波堤(A)、岸壁(-5.5m)、道路、ふ頭用地等 防波堤(A)L=540m、護岸(防波)L=255m、岸壁(-5.5m)L=100m、航路・泊地A=12,800m2					
		当初計画		第4回変更(H27年)		第5回変更(R2年)	
	計画期間	H7～H20		H7～未定		H7～未定	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	防波堤(A)	670m	3,509	540m	2,871	540m	2,961
	護岸(防波)	255m	404	255m	404	255m	423
	岸壁(-5.5m)	100m	571	100m	571	100m	597
	泊地(-5.5m)	12,000m2	27	12,000m2	27	12,000m2	28
	航路(-5.5m)	800m2	1	800m2	1	800m2	1
	道路	6.5m×410m	64	6.5m×200m	60	6.5m×200m	63
	ふ頭用地	63,000m2	662	63,000m2	280	63,000m2	290
	計		5,238		4,214		4,363
	変更内容・理由	・消費増税に伴う事業費の変更					
事業費の推移	事業進捗の状況	・平成7年度に事業採択された後、平成10年度に漁業補償を行い、同平成10年度に公有水面埋立免許を取得し、平成11年度より着工したが、平成27年度より「休止」となっている。令和2年度現在、事業進捗率は25% (事業費ベース)、残事業は約32億円となっている。 現在の進捗状況: 測量試験費 1式、漁業補償 完了、防波堤(A) 地盤改良工L=310.0m					
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	
	全体(変更)	4,363	単位:百万円				
	H26年度まで	1,092	1,092	測定・漁業補償・工事	25%	変更事業費に対する進捗率	
	H27	0	1,092		25%		
	H28	0	1,092		25%		
	H29	0	1,092		25%		
	H30	0	1,092		25%		
	R1	0	1,092		25%		
	R2	0	1,092		25%		
	R3	0	1,092		25%		
	R4	0	1,092		25%		
	R5以降残	3,271	4,363		100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時より減少が続いていた建設資材の取扱い貨物量は、「国土強靱化緊急3か年対策」に伴う建設投資増加等により、近年持ち直しているものの、大きな需要回復までには至っていない。(R1実績119千トン) ◇事業開始時(H7)337千トン → 前回評価時(H27実績)126千トン → 予測(R7)160千トン[H7対比-52%] ・来年(R3)から5か年で15兆円という「国土強靱化5か年加速化対策」も始まり、公共建設投資額は当面堅調に推移することが見込まれる。 ◇国土強靱化緊急3か年対策(H30~R2) : 事業規模7兆円/全国 ◇国土強靱化5か年加速化対策(R3~R7) : 事業規模15兆円/全国 			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係市からの、事業実施への理解は得られている。 			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・高田港の背後には生コンクリート関連の企業が立地しており建設資材の需要が多いが、現在の高田港には建設資材を陸揚げ出来る岸壁が無い。近隣の臼野港は水深が浅いため大型船舶が接岸できず、また近隣の中津港には-5.5m岸壁があるものの陸上輸送距離が長い為、物流の効率化が望まれる。 			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・大型船舶が寄港できる岸壁の整備により物流が効率化される。 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H27 再評価時	今回 再評価時
			—	0.8	0.9
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の貨物量実績より将来予測を見直し、便益の再算定を行った。 ・費用は、消費増税分を増額した。 			
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾法、港湾の施設の技術上の基準を定める省令、道路法、道路構造令などにより設計を実施している。 			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式の比較を行い、コスト縮減を考慮した設計を実施している。 ・H17年度には防波堤延長の見直し、ふ頭用地造成材としての公共事業残土の受入れ等のコスト縮減を図っている。 			
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時は、低騒音・低振動の建設機械を使用する。 ・汚濁が発生する可能性がある場合は汚濁防止膜を設置し、周辺海域への汚濁の拡散防止を行う。 ・工事で発生する建設残土については、埠頭用地の埋立てに利用し、残土の発生を抑える。 				
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係市からの、事業実施への理解は得られている。 ・公有水面埋立免許 取得済(H11.3.2告示) 			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾区域(S36.1.10告示)内での工事範囲であり、上位計画および他事業との関連はない。 ・港湾関係補助金等交付規則実施要領に規程された事業内容、採択基準の要件に適合。 ・港湾法第12条第1項第3号に基づき事業を実施。 			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 			
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業休止 			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・情勢の変化に伴う建設資材貨物の需要の推移や、その他貨物の取扱い等港の多面的な利用を見極めた上で、事業の方向性を判断していきたい。 			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 高田港(呉崎地区) 地方港湾改修事業				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H7～R63 (期間の内訳) 事業期間 H7～R13 維持管理期間 R14～R63	港湾整備費		4,133,994	
	維持管理費		156,950	
		合 計		4,290,944
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H7～R63 (期間の内訳) 事業完了まで H7～R13 事業完了後 R14～R63	陸上輸送費用コストの削減		1,261,600	
	海上輸送費用コストの削減		14,909,600	
	残存価値		203,490	
	合 計		16,374,690	割引前の総便益
総費用額(C)	4,875,196	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	4,348,532	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比(B/C)	4,348,532 / 4,875,196 = 0.89 ≒ 0.9			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

港湾改修・整備事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	大型船舶の利用・陸上輸送距離の短縮による物流の効率化 (変更なし)	
		緊急を要する現状の課題	重大な被災を受けた事があるか、災害の発生の可能性が極めて高い フェリー航路の有無	□	□		
		関連事業との進捗調整等	現状の港湾活動に伴う周辺環境への悪影響の除去 当該事業を早急に実施しなければ、他事業の進捗等に著しい影響が生じる	□	□		
	○整備効果	事業実施により得られる効果	物流コストの低減、競争力の向上、背後圏地域の活性化 防災機能の向上 生活環境の保全、改善	■	■	船の大型化に対応、近隣の港湾より有利になる (変更なし)	
		費用対効果分析 (B/C) 等	B/C 1 以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれるか	■	■	B/C = 0.9 (前回 B/C = 0.8)	
		○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 複数案の検討	■	■	適用法令は港湾法、港湾施設の技術基準は港湾施設の技術上の基準・解説等であり、適合した工法を採用している。(変更なし) 詳細設計において検討済み。(変更なし)	
	事業手法 ・工法の 妥当性	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	現場発土 (浚渫土) はふ頭用地の埋立てに利用。(変更なし)
			地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生建設副産物の使用	□	□	
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	環境に配慮した事業である	■	■	生態系への影響は少ない。施工の際には汚濁防止膜を設置し汚濁の拡散を防止する。(変更なし)
			周辺の住環境への配慮	周辺の宅地等の住環境を悪化させない	■	■	干拓地先の施設であり住宅地と隣接していない。(変更なし)
景観への配慮			設置施設が周辺景観と馴染むような対策を行う	■	■	干拓地先の施設であり周辺景観への影響はない。(変更なし)	
○事業の実効性		残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮を行う	■	■	残土処理量：約5,000m ³ 背後埠頭用地への流用：5,000m ³ 残土処理地：岸壁背後の埠頭用地の埋立てに使用 濁水の流出対策を充分に行い、近隣漁業者への影響を抑える	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護を行う	□	□		
事業 実施環境	○事業の実効性	地元要望、協力的体制	要望書の提出・傾情の有無、期成会等の地元組織の有無	■	■	市長・地元選出県議から要望あり、期成会等の地元組織はなし	
		市町村の協力的体制	地元協力の了解があるか	■	■	漁業補償は完了(H10)	
		用地取得の難易度	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	■	■	漁業補償は完了、市町村に担当箇所は未設置	
		法令等に基づく調整事項	地域地権者等の同意又は理解が得られている	■	■	漁業補償は完了、地元漁業者の理解は得られている	
		上位計画等との関連	法令等に基づく調整事項	■	■	都市計画法、港則法等、法令調整済み	
	○事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	耐震強化岸壁等の計画 港湾計画に位置付けられた事業である 地域防災計画等関連する計画への位置付けがある	□	□		
		他事業との連携	事業実施に係る相補法令 (条項) 事業の採択要件を満たす	■	■	港湾法第12条第3項に基づき事業を実施。(変更なし) 港湾関係補助金等交付規則実施要領に規程された採択要件を満たす	
		施工時期、期間の制限 技術的難易度	他事業との連携により整備効果が大きくなる 工事の時期や期間に制限がある (観光地等) 技術的難易度	□	□	地元漁協との協議で、冬季の海苔種付け期間での工事は不可 従来工法の採用により、技術的難易度は低く実現性は高い	
	* 評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。 * 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。						